

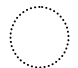
(第23条の2関係)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

倉敷市長 様

誓約者

住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	〒(      -      )
ふりがな	
氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	(自署または記名・押印) 
電話番号	(      )      -

登録申請者、その役員及び法定代理人は、倉敷市屋外広告物条例（平成13年倉敷市条例第55号）第32条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

### 倉敷市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

- 第32条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第32条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 第32条の11第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
  - (2) 屋外広告業者（第32条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第32条の11第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
  - (3) 第32条の11第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - (4) この条例又はこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (5) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
  - (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - (7) 第32条の2第1項第2号の営業所ごとに第34条第1項に規定する業務主任者を選任していない者